

## 第5号議案 2011年度事業計画案の件

財団法人日本ユニセフ協会が4月から公益財団法人に移行したことにより、これまでの「福島県支部」は「福島県ユニセフ協会」に組織変更することになります。4月～3月の事業年度も、1月～12月の暦年に変わりますので、2011年度は4月～12月の9カ月の事業計画となります。

### 1、募金活動と会員の拡大に取り組みます。

(1) 一般募金の理解を広げ、大切に取り組みます。

- ① 広く県民・団体・企業に、ユニセフ活動を普及し、募金協力を広げます。  
ユニセフ役員団体での募金取り組みを進めます。
- ② 学校募金活動への協力を進め、広げます。募金贈呈式・報道を進めます。
- ③ ユニセフ ハンド・イン・ハンド（全国一斉街頭募金）等での募金活動を呼びかけます。  
県内5地域（福島市、郡山市、喜多方市、白河市、いわき市）で12月に行います。

(2) 日本ユニセフ協会からの呼びかけによる緊急募金に取り組みます。

- ① 地震や津波、洪水、台風やサイクロン、干ばつなどの自然災害で被災した人のために世界各地で行っている緊急・復興支援活動のために「自然災害緊急募金」に取り組みます。  
ハイチ地震、自然災害
- ② 3月11日に発生した「東日本大震災」及び「福島第一原発事故」によって被災した多くの人々を支援する募金を呼びかけます。今回の災害は、ユニセフ（国連）が半世紀ぶり（伊勢湾台風被災への支援以来）に日本への災害支援を決めたもので、世界各国から様々な形の支援が広がっています。
- ③ 戦争や武力紛争によって被害を受け、心に深い傷を負った子どもや女性のために「人道危機緊急募金」に取り組みます。スーダン、アフリカ、ガザ

(3) 会員拡大のための広報と、役員をはじめ会員ひとりが一人を増やす取り組みを進め、300人会員の達成をめざします。

### 2、広報活動・開発教育、ユニセフカード・グッズの普及に取り組みます。

(1) 広報活動

- ① 「ユニセフ視聴覚教材」や「ユニセフ写真パネル」、水ガメやワクチンボックス、模型地雷などの立体教材の貸出業務を行います。
- ② 日本ユニセフ協会発行の各種リーフレット等の資料を有効活用します。
- ③ 福島県ユニセフ協会の1年間の活動をお知らせするニュースを2月に発行します。
- ④ 福島県ユニセフ協会のホームページを活用して、活動の紹介をし、様々な活動への参加や募金への協力を呼び掛けます。
- ⑤ ユニセフ募金をおよせいただいた団体・個人の方々をホームページで紹介し、また地元新聞への報道をお願いして募金活動の広がりを目指します。

## (2) 開発教育

- ① ユニセフ活動の普及を図るために福島県ユニセフ協会役員のスタッフを対象に「ユニセフスタッフ研修会」を7月に行います。
- ② 生協でのユニセフ活動リーダーの育成のため、「ユニセフリーダー研修会」を11月に行います。
- ③ 学校での総合学習や、地域や団体からの要請に応じてのユニセフ講座を行います。
- ④ テーマは、「世界の子どもたちは、今?」「子どもの権利条約ってなに?」等、ご要望に応じていきます。
- ⑤ 友誼団体等での行事に協賛・協力して、「ユニセフ」についての理解、「世界の子どもたち」についての理解を広げます。

## (3) ユニセフカード・グッズの普及

- ① ユニセフカード・ハガキ、ユニセフグッズの利用を呼びかけます。福島県ユニセフ協会事務所で常時取扱いを行います。
- ② 福島県ユニセフ協会主催及び名義後援のイベント会場でユニセフグッズ、ユニセフカード・ハガキの普及を進めます。
- ③ 日本ユニセフ協会発行のカード・ギフト案内パンフレット（年2回発行）を有効に活用し、広く普及を図ります。

## 3、「子どもの権利条例」制定の運動に取り組みます。

- (1) 一昨年の「ユニセフのつどい」では「子どもの権利条約」（成立20周年）の学習・理解、更に昨年は「子どもの権利条例」（川崎市での取り組み）を制定し運用して成果を上げていることについて学習し、地方行政において条例を制定していくことの大切さを改めて認識してきました。
- (2) 今年度は、福島市議会で条例を制定していただけるよう、趣旨に賛同していただける他団体と協働して働きかけを行います。

## 4、「ユニセフのつどい2011 in ふくしま」を開催します。

- (1) 「ユニセフのつどい2011 in ふくしま」を10月に開催します。  
アフリカの人権問題・子どもの権利に焦点を当てて計画します。  
福島市在住のカンベンガ・マリールイズさん（NPOルワンダの教育を考える会理事長）の講演を中心に、映像（映画・ビデオ等）を交えた内容で企画します。

## 5、写真展等による啓発活動に取り組みます。

- (1) 日本ユニセフ協会が所蔵する「写真」「パネル」や福島県ユニセフ協会作成の「パネル」等により、世界の子ども達がおかれている状況や、子どもの権利条約、HIV／エイズについての啓発活動を進めます。
- (2) 各地区（福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市）ごとに、また団体や組織単

位でのユニセフ写真展・パネル展を計画し、ユニセフの啓発・普及を進めます。

## 6、福島県ユニセフ協会の運営

- (1) 公益財団法人日本ユニセフ協会との「協力協定」「協力協定細則」に基づいて運営します。
- (2) 理事会は年2回（11月と2月）、評議員会は年1回（2月）開催します。
- (3) 福島県ユニセフ協会の日常運営は、事務局とボランティアの協力で行います。
- (4) 福島県ユニセフ協会の構成団体・組織でのユニセフ活動を進めるため、各々のユニセフスタッフと福島県ユニセフ協会との協力関係を強めます。
- (5) 福島県ユニセフ協会の活動に必要な経費は、「協力協定」第5条（財政支出）及び「協力協定細則」4により賄うものとします。

## 7、福島県ユニセフ協会の年間活動計画

4月	平成22年度監査
5月	全国事務局長会議（ユニセフ協会）、ユニセフ写真展
6月	ユニセフ写真展
7月	ユニセフスタッフ研修会、ユニセフ写真展
8月	学習講師研修会（ユニセフ協会）、ユニセフ写真展
9月	ユニセフ写真展
10月	ユニセフのつどい2011inふくしま、ユニセフ写真展
11月	第2回理事会、ユニセフ写真展 ユニセフ活動交流会（東北地区生協） ユニセフリーダー研修会（県内生協）
12月	第33回ユニセフハンド・イン・ハンド（3日、4日、6日、11日） ユニセフ写真展
2月	第3回理事会・第2回評議員会、ニュースNo8発行